

8. 地域総合支援事業

(1) 事業概要

精神保健福祉法第6条及び「精神保健福祉センター運営要領」では、センターの業務として保健所等への技術指導、技術援助及び人材育成などが示されている。当センターにおいても、市内5区2支所の保健所支所に対し直接・間接援助を行ってきたが、平成26年10月、「仙台市精神保健福祉総合センター地域総合支援事業(アウトリーチ協働支援事業)実施要綱」を制定し、以降はこの要綱に基づき事業としての技術援助を継続している。

保健所支所等の地域精神保健福祉活動における複雑困難事例への支援、保健所支所や相談支援事業所等が行う精神障害者地域移行支援及び地域定着支援、保健所支所等の行う心のケアが必要とされる被災者に対する支援、医療観察法対象者への支援に加え、平成28年6月に施行された「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」の対象の薬物依存症者への支援を実施している。東日本大震災後心のケア支援事業については、第9章で報告する。

① 従事職員

事例の担当は主に相談係の専門職7名が担う。

精神科医は必要に応じて職員が実施する訪問活動への同行等を行う。

表1 従事職員内訳

精神科医	心理士	保健師	計
1名	6名	1名	8名

② 実績

平成29年度は、複雑困難、地域移行、医療観察法と薬物関連への支援を合わせて計108名の対象者に対し、訪問、面接、ケア会議、電話対応で計568回の支援を実施した。対象者及び支援回数の内訳は表2～5のとおりである。

表2 支援対象別実人数 (人)

複雑困難	49
地域移行	38
医療観察	20
薬物関連	1
計	108

表3 住所地別の支援対象者実人数 (人)

青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	秋保総合支所	泉区	他市町村・不定	計
22	4	16	18	25	1	11	11	108

表4 延べ支援回数

(回)

	訪問	面接	ケア会議	電話	計
複雑困難	202	1	43	19	265
地域移行	156	0	95	5	256
医療観察	1	0	42	0	43
薬物関連	3	0	1	0	4
計	362	1	181	24	568

表5 新規・終了者実人数 (人)

	新規	終了
複雑困難	10	14
地域移行	10	4
医療観察	4	2
薬物関連	1	0
計	25	20

表6 診断名別支援対象者 (疑いを含む)

(人)

診断名 (疑いを含む)	複雑困難	地域移行	医療観察法	薬物関連	計
統合失調症圏	25	27	11	0	63
知的障害または発達障害を伴う統合失調症圏	3	10	5	0	18
その他の精神疾患を伴う統合失調症圏	7	0	3	1	11
物質関連障害	5	1	0	0	6
知的障害	2	0	0	0	2
その他の精神疾患を伴う知的障害	1	0	1	0	2
不明	2	0	0	0	2
気分障害	2	0	0	0	2
発達障害	1	0	0	0	1
適応障害	1	0	0	0	1
	49	38	20	1	108

③ 課題と今後に向けて

個々の事例において、保健所支所と共に地域における多機関での支援体制づくりを積み重ねてきていることは成果と言える。一方、センター内でも技術援助の手法は未確立、模索中である。また、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律の施行に伴い、今後、保護観察の対象となった薬物依存症者の地域支援は増える見通しである。まだ技術援助の手法が確立されていない分野でもあり、センター内のケースレビューや事例検討会を利用し、情報共有や支援手法の蓄積を図っていく必要がある。

様々な時期を経て安定した生活に至る事例の支援経過を多機関で共有し積み重ねることで、地域の支援者が自信と希望を持って対象者に関われることが望ましい。当センターの役割は、その一助として、支援体制の構築、維持及び発展に貢献することであり、地域精神保健福祉活動を推進する機能を発揮することである。仙台市の地域精神保健福祉活動がより有効なものへと成熟し、当事者やその家族及び市民全体に対して役立つために、経験から得られた知見等を整理・蓄積し、地域に還元していきたい。

(2) 地域移行・地域定着支援

平成 18 年度より精神障害者退院促進支援事業を開始し、当センターが実施主体となり、各区保健所支所や相談支援事業所等関係機関と連携しながら、個別の退院支援と体制整備を推進してきた。制度改正においては、平成 24 年度に、「地域移行支援・地域定着支援」の個別給付化、平成 26 年度には、精神保健福祉法の改定による精神科病院における退院促進のための体制整備の義務付け等の変化が見られた。このことから、平成 27 年 3 月に精神障害者退院促進支援事業を廃止し、「地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援事業）」の中で、各区保健所支所や相談支援事業所等が行う地域移行支援・地域定着支援への技術援助を実施している。また、平成 25 年度より「精神障害者のための地域移行推進連絡会」を開催し、医療・福祉・行政等の関係機関の連携強化を図り、課題解決のための検討を行っている。

①実施内容

ア. 個別支援

「8. 地域総合支援事業（1）事業概要」の項に記載

イ. 精神障害者のための地域移行推進連絡会

障害者相談支援事業所との協働で毎月開催している。障害者相談支援事業所と当センターが中心となり、地域移行・地域定着支援における課題整理を行い、事業推進のための連絡調整を行う「事務連絡会」と、地域移行・地域定着に関わる関係機関を対象に、事例検討やグループワークを通して、地域移行に関する普及啓発とネットワークの構築を行う「多機関連絡会」の 2 部構成で行った。「③人材育成」「④普及啓発」の項に記載した取り組みに関しては、事務連絡会の中で検討して実施した。

開催月	事務連絡会	多機関連絡会	参加人数
4 月	主な議題 ・長期在院患者へのアプローチ ・精神科病院と地域支援事業者との連携 ・社会資源について ・地域移行関連研修会について ・ケースレビュー		15
5 月		仙台市の地域移行・定着支援について	20
6 月			17
7 月		地域移行・地域定着支援の実際	24
9 月			13
10 月		精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築担当係長等会議の報告	24
11 月			13
12 月		ピアスタッフの業務報告	20
1 月			15
2 月		国見台病院における地域移行支援の取り組み	19
3 月			13

②人材育成 * 障害者相談支援事業所、障害者支援課ピアスタッフとの協働

地域移行・地域定着支援に関わる専門職を対象に研修会を実施した。

・精神科病院職員研修への職員派遣

宮城県立精神医療センター（東 1 病棟、東 2 病棟）
安田病院

・地域移行関連研修会

開催日	内容及び講師	対象者 参加人数
平成 29 年 11 月 18 日	「その人らしい地域生活を目指して～医療と福祉と一緒に考える～」 講話「宮古圏域の医療と福祉の連携の取り組み～医療従事者の強み・地域支援者の強み・連携によりできること～」 宮古山口病院 小成祐介 氏 宮古圏域障がい者福祉推進ネット 高屋敷大助 氏 グループワーク ※一般社団法人日本精神科看護協会宮城県支部と共催	精神科病院・ 障害者相談支 援事業所・行 政機関で地域 移行支援に従 事する職員 41 名

- ・宮城県立精神医療センター東 2 病棟における病棟内啓発活動（3 回実施）
- ・宮城県立精神医療センター東 1 病棟における病棟内啓発活動（1 回実施）

③普及啓発 ＊障害者相談支援事業所、障害者支援課ピアスタッフとの協働

病棟に地域支援者が出向き、長期在院患者を対象に、社会資源の情報等を伝え、地域生活について考える契機とする普及啓発活動を実施した。退院した当事者や障害者支援課ピアスタッフの体験談の際には熱心に耳を傾ける長期在院患者が多く、普及啓発活動後のアンケートでは、長期在院患者が今後について考える契機となったことが伺えた。また、病棟スタッフからも、改めて長期在院者の地域生活への思いを知ることができたとの感想が寄せられている。

宮城県立精神医療センター東 1 病棟

開催日	内容	参加人数
平成 29 年 10 月 18 日	地域で暮らすこと一緒に考えてみませんか？	入院者 25 名 病院職員 7 名 地域支援者 7 名
平成 29 年 11 月 15 日	退院した先輩の話を聞いてみよう	入院者 20 名 病院職員 6 名 地域支援者 6 名

宮城県立精神医療センター東 2 病棟

開催日	内容	参加人数
平成 29 年 7 月 20 日	地域で暮らすこと一緒に考えてみませんか？	入院者 15 名 病院職員 5 名 地域支援者 7 名
平成 29 年 8 月 17 日	退院後の住まいと支援について	入院者 17 名 病院職員 5 名 地域支援者 8 名
平成 29 年 9 月 20 日	実際に退院した先輩の話を聞いてみよう	入院者 20 名 病院職員 5 名 地域支援者 7 名
平成 29 年 10 月 25 日	茶話会	入院者 10 名 病院職員 5 名 地域支援者 6 名
平成 29 年 11 月 21 日	茶話会	入院者 10 名 病院職員 3 名 地域支援者 5 名
平成 29 年 12 月 25 日	病棟作業療法に地域支援者が参加し交流	入院者 10 名 病院職員 8 名 地域支援者 5 名
平成 30 年 1 月 18 日	茶話会	入院者 10 名 病院職員 2 名 地域支援者 5 名

④他機関の研究への参加

- ・宮城県立精神医療センター「チーム医療委員会」（月 1 回参加）
- ・「効果のあがる退院促進・地域定着支援プログラムのあり方研究会」（文部科学省平成 27 年度科学研究費補助金基盤研究）主催「研究プロジェクト意見交換会 2017」への参加

（３）医療観察法対象者への支援

地域処遇対象者のケア会議（仙台保護観察所主催）に出席し、現在の処遇内容及び地域処遇終了後の支援体制への円滑な移行に関する検討を行う。

①実績

ア．医療観察法適用者のケア会議への出席（42 回／対象者実人数 20 名）

- ・地域処遇中の対象者の状況確認及び支援方針，方法についての助言
- ・処遇終了事例について，必要に応じて処遇困難事例として支援を継続

イ．宮城県医療観察制度運営連絡協議会への出席（1 回）

ウ．仙台保護観察所との打ち合わせ

- ・新規地域処遇事例についての事前情報共有（随時）

エ．宮城県医療観察制度研修会への参加（1 回）

②課題

保護観察所主催のケア会議に出席しながら経緯を見守り、処遇終了後は必要に応じて保健所支所と協働で支援を行うという当センターの関わり方は定着してきた。処遇中は直接支援に入らず対象者や家族との関係性も弱い中で、ケア会議で処遇そのものへの助言を求められるため、対象者及び家族、支援体制について俯瞰する視点が必要である。

新規対象者について保護観察所より当センターへの事前の情報提供が慣例化しつつある。保護観察所にとって当センターが連携しやすい機関として認知されてきたためと言える。一方、当センターが保健所支所その他地域の支援者を飛び越えて支援に入ることはない。まず地域の支援者による関わりが基本であるということは相互に確認しておく必要がある。

今後も、処遇終了後に残されるであろう課題を見据え、事例によっては複雑困難事例として保健所等との協働支援を行う。事例の積み重ねから、医療観察法対象者への地域における支援のあり方を考えていきたい。

（４）地域精神保健福祉活動連絡会議

本会議は平成 12 年度に移送制度の適正な運用のために始まったが、移送制度の定着に伴いその他の処遇困難事例のケース検討を行ってきた。平成 23 年度からは各区の地域精神保健福祉に関する情報共有の場としても活用しており、精神保健福祉業務担当者会議に近い役割も担っている。

会議において事例検討を行う意義としては、移送制度の適正な運用を図ることの他に、①困難事例の処遇について第三者の意見を得ることにより、効果的な支援策の発想につながる可能性があること、②地域精神保健福祉サービスの質をできるだけ高いレベルにおいて均一化すること、が挙げられる。

また、地域精神保健福祉活動に関する情報共有を行うことにより、業務上の全市的な課題やトピックについて担当者レベルでの共通認識を持ち、共に課題解決の提案をしたり、既存の事業をより効果的な展開へ導いたりすることを狙いとしている。

①実績

- ・実施回数 10回
- ・参集対象 障害者支援課、各区障害高齢課・支所保健福祉課の精神保健福祉業務担当者
- ・事例検討（件数） 通報事例より5件，その他処遇困難事例3件，移送関連1件

開催数（回）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
参加者（人）	18	14	14	16	15	12	12	12	11	13
通報事例より（件）	-	0	0	0	0	0	0	1	0	-
その他困難（件）	-	0	1	0	2	1	0	0	1	-
移送関連（件）	-	1	0	1	0	0	1	0	0	-

※第1回は通報ケースレビューのみ，第10回では今年度検討事例の振り返りを行った。

②情報共有と共通課題の検討など

- ・区をまたいで通報される可能性があるケースの共有(太白区／第2回)
- ・発達障害，知的障害との重複ケースの場合，発達相談支援センターとの連携について(当センター／第3回)
- ・病院実地指導と精神保健福祉活動について(障害者支援課／第4回)
- ・市立病院の措置入院受け入れ開始について(障害者支援課／第8回)
- ・アルコール家族ミーティングの対象者拡充について(当センター／第8回)

③課題と今後に向けて

昨年度より，年度の最終回はこれまで検討した事例のその後について共有し，検討結果がどう生かされたかということの検証を行う場としていた。今年度もその形態を踏襲しており，検討結果の効果検証や，「困難事例は仙台市全体で支える」意識の形成につながると思われるため，今後も効果的に振り返りを行っていく必要がある。

また，困難事例について検討をする場合，ケースに対応する支援者が行き詰まり感や無力感，疲労感，不安感などを抱えていることも少なくない。主催者側の意識として，エンパワーメントの視点を持ち，議論が活性化できるよう創意工夫をしていく必要がある。

地域総合支援事業

9. 東日本大震災後こころのケア

(1) 事業の概要

当センターは、中長期的展望に立って震災後こころのケア事業を展開するため、平成 25 年 6 月に「仙台市震災後心のケア行動指針」を策定した。指針においては、時期を第Ⅰ期～第Ⅲ期にわけ、それぞれの時期の復興に向けた動きに伴った生活上の問題点を予想した上で、1) 相談支援、2) 普及啓発、3) 人材育成、4) マネジメント、5) 連絡調整といった事業を展開している。

平成 29 年度は、第Ⅱ期（平成 27 年度～平成 29 年度）（復興公営住宅への移行期～生活再建期）にあたる。復興公営住宅等の恒久的な生活の場に移り生活が定着したように表面上は見えるが、新たな生活環境への不適應やコミュニティの変化（解体→再構築）の中での孤立、また、生活再建レベルに格差が出ること（住まいが再建できた・再建したが経済的負担が増加した等）によって生じるストレスが問題となっている。当センターにおいても、各区保健福祉センター等と協働で下記のとおり被災者支援を実施した。

(2) 相談支援の状況

精神科医・心理士・保健師・社会福祉士を年間 205 回、各区に派遣した。

主に各区保健福祉センターの震災ストレス相談担当者のコーディネートにより、心のケアが必要と見られる被災者への訪問、各区での面接相談等の個別支援を協働で行っている。それらの対象者については、定期的なケースレビューや情報交換会等で支援方針を共有している。

①職種別職員派遣状況（延回数）

月	職種			
	精神科医師	心理士	保健師	社会福祉士
平成 29 年 4 月	1	9	0	3
5 月	3	14	2	2
6 月	2	11	1	4
7 月	4	11	1	4
8 月	3	12	2	2
9 月	4	8	2	5
10 月	4	9	0	4
11 月	2	8	0	5
12 月	4	11	0	5
平成 30 年 1 月	2	8	0	5
2 月	4	8	2	2
3 月	4	4	2	2
計	37	113	12	43

②実績

各区や子供未来局等が実施する被災者の心のケアに関連した事業に職員を派遣し、各区・各支所・関係機関等の職員と共に協働支援の実施や、技術支援等を実施している。

<平成 29 年度延べ派遣数>

[1] 各区保健福祉センター等への技術支援

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	宮城総合	計
支 援 回 数	11	294	20	13	10	6	354
訪 問（実数 / 延べ数：件）	1/3	181 / 273	6 / 11	3 / 3	0/0	0/0	191/290
レビュ－・事例検討（回）	5	12	5	5	4	4	35
心の啓発活動（回）	0	1	0	0	0	0	1
アルコール関連問題研修・事例検討	0	1	0	0	4	0	5
被災者支援・復興公営住宅ワーキンググループ等（回）	3	7	4	5	2	2	23

[2] 子どものこころのケア関係

- ・子どものこころの相談室(太白区) 4回
- ・研修講師 1回（太白区）
- ・研修講師 1回（子供未来局）

[3] 児童生徒のこころのケア関係

- ・児童生徒の心のケア検討委員会出席 2回
- ・被災校への精神科医派遣 8回（岡田小学校、七郷小学校）
- ・子どものこころのケア支援チーム 6回

[4] 研修講師 2回（宮城県消防学校 1回、宮城野消防署 1回）

③延べ対象者数と相談内訳

各相談項目の内容については表 1 に示す。平成 29 年度の相談支援対象者は、延べ 290 人であった（表 2）。図 2 より、相談内容の割合を見ると、昨年度と同様に「ストレス関連」が最も多かった。また、「アルコール関連」が、年々増加傾向にあったが、H29 年度は減少している。復興公営住宅等の再建先の新しいコミュニティへの適応に関連するストレスや、経済的負担の増加といった不安等が生じており、悲嘆や喪失といった震災が直接もたらすストレスのみならず、心身の健康、経済、人間関係、就労といった複合的な問題が与えるストレスを訴える事例の割合が増えている。一方で、生活再建という目前の問題が解消されたために、それまで語られなかった被災体験や喪失感を訴え、心身の健康問題を呈する事例も散見され、継続的な支援が求められていると言える。

表 1 各相談項目の内容

項目	内容
アルコール関連	(飲酒により) 騒ぐ、暴言、暴行
身体疾患関連	悪性新生物、循環器系、消化器系、神経系、目・付属器等の身体疾患
精神疾患関連	PTSD、アルコール、気分障害、統合失調症、認知症、その他
家庭関連	DV、家庭不和、虐待、不適切介護
社会生活関連	育児不安、稼働不安定、居住地、失業、借入金、収入減少、不登校・馴染めない
ネットワーク関連	近隣苦情、孤立、世帯員数の変化、他市転入、単身、民間賃貸
ストレス関連	イライラ、焦燥、悪夢、易疲労性、楽しめない、災害考えない、災害を思い出し動揺、災害を思い出す、災害逃避、食欲変化、神経過敏、睡眠障害、退行、不安、憂うつ

表 2 震災ストレス相談内容内訳 (延べ人数と割合 (%))

相談内容	H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	延人数	%	延人数	%	延人数	%	延人数	%	延人数	%	延人数	%
アルコール関連	4	1.1	3	1.1	25	5.5	35	8.0	26	9.3	21	7.2
身体疾患関連	29	7.0	22	8.0	36	7.9	41	9.4	2	0.7	16	5.5
精神疾患関連	43	10.4	33	12.0	49	10.7	64	14.7	34	12.1	11	3.8
家庭問題関連	20	4.8	12	4.4	35	7.7	39	8.9	26	9.3	17	5.9
社会生活関連	49	11.8	41	14.9	59	12.9	47	10.8	42	14.9	35	12.1
ネットワーク関連	90	21.7	76	27.6	40	8.8	25	5.7	7	2.5	28	9.7
ストレス関連	179	43.2	88	32.0	212	46.5	185	42.4	144	51.2	162	55.9
計	414	100	275	100	456	100	436	100	281	100	290	100

図 1 震災ストレス相談内容 (延べ人数)

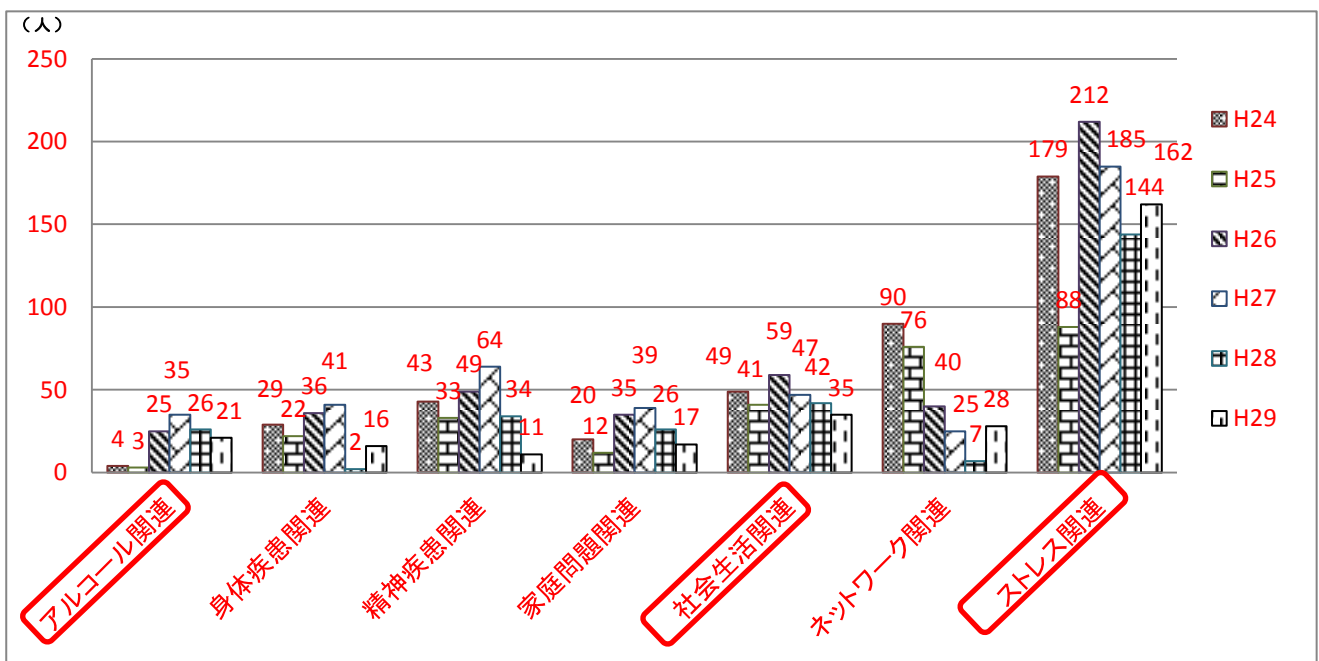
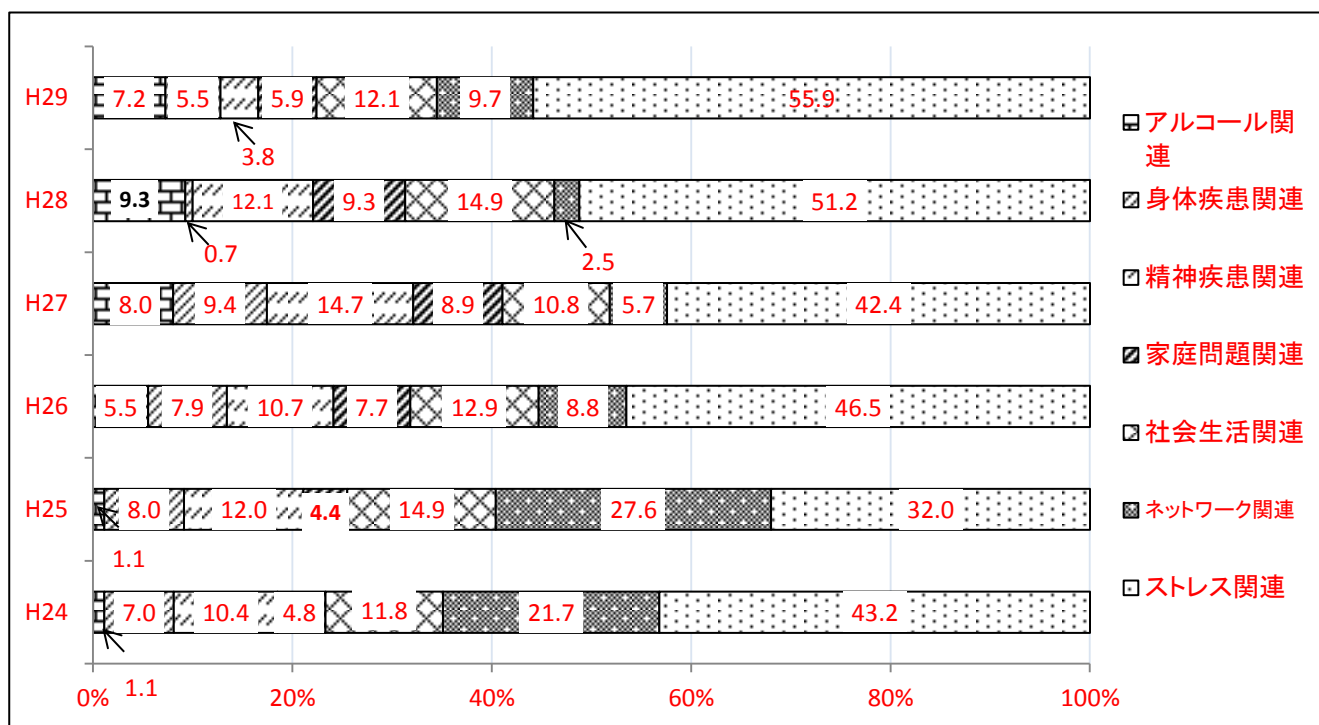


図 2 震災ストレス相談内容 (%)



(3) 普及啓発

- ・ホームページに災害時メンタルヘルスや仙台市災害時地域精神保健活動ガイドラインに関する情報を掲載
- ・心の健康フェスティバルや各区健康まつり等でのパネル展示の実施

(4) 人材育成（教育研修）

① 支援者向け研修会の実施

	目的・内容等	参加対象者	実施回数等	参加者数
1	震災後心のケア従事者研修会 & 情報共有会（障害者支援課主催） 目的：心のケア従事者の支援力向上のため	庁内職員 （各区家庭健康課、障害高齢課、被災者生活支援室、健康政策課）	7回	延 239名
2	震災後心のケア支援事業担当者研修会 兵庫県精神保健福祉センター 藤田昌子氏 目的：先進地の知見を学び、被災者支援の振返りと課題を抽出するため	庁内職員 （各区家庭健康課、障害高齢課、被災者生活支援室、健康政策課）	H29年 10月	42名

3	災害時メンタルヘルス研修会 「これからの被災者支援における地域 づくりと心の健康について」 東北大学大学院医学系研究科教授 辻一郎 氏 目的：今後の長期的な被災者支援の在り 方について考えるため	庁内職員 市内福祉・教育関係機関職 員	H29年 12月	42名
---	---	---------------------------	-------------	-----

(5) マネジメント

① 仙台市震災後心のケア行動指針の策定（第Ⅱ期まとめ・第Ⅲ期計画の作成）

被災者に対する心のケアを中長期にわたり効果的に実施するために「震災後心のケア行動指針」を策定した。本指針は平成24年度から平成32年度までを3年ずつ3期に、対象者を「健康～自己回復可能群」「不安定群」「ハイリスク群」に分け、①普及啓発、②相談、③人材育成、④マネジメント、⑤連絡調整の領域において取り組む事業等を策定している。当センターが中心となり、各区保健福祉センター・支所・市役所の健康政策や精神保健分野の主管課と各期にモニタリングを行い、指針やそれに基づき策営する事業計画の修正や評価を行うこととしている。

本年度は、各区保健福祉センター等の協力を得て、「第Ⅱ期まとめ」「第Ⅲ期計画」を作成した。

② 仙台市災害時地域精神保健福祉ガイドライン改定版の周知

平成20年に作成した本ガイドラインについて、平成27年度に東日本大震災の経験をふまえた中長期的な支援に対応できる内容に改訂した。本年度は震災後こころのケア従事職員研修会で周知、配布した。

(6) 連絡調整

① 健康福祉局被災者生活支援室主催の各区被災者支援ワーキンググループ・復興公営住宅ワーキンググループへの参加

復興公営住宅への移行期～生活再建期を過ぎ、被災者における復興の格差が拡大し、取り残された被災者は抱える問題が複雑化しており、保健福祉に限らない、生活や住宅再建、まちづくりなどの多面的な支援が求められている。他課や地域関係機関との連携を強化させるため、また、心のケアの視点の普及や情報収集を目的に、定期的に参加を続けている。

② 熊本地震（前震－平成28年4月14日、本震－4月16日発生）への支援

- ・平成29年10月18日熊本こころのケアセンター、熊本県精神保健福祉センターの視察受入、情報交換。
- ・熊本県、熊本市への技術援助を実施（講師派遣、心のケア関係資料の提供など）。

自殺予防関連事業

10. 自殺予防情報センター（こころの絆センター）

（１）自殺予防情報センターの概要

自死対策の総合的な支援体制の強化と対象者に対する支援の充実を図ることを目的に、当センター内に自殺予防情報センターを平成23年11月1日に設置した。運用にあたっては保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等の3名が保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら業務に従事する体制を取っている。自ら命を絶つことを考えている者、未遂者及び自死遺族等の相談に応じるほか、適切な相談窓口につなげるための情報提供や関係者に対する研修等を行っている。

（２）電話相談の状況

希死念慮のある者、企図者、未遂者などの本人およびその家族のほか、自死遺族や震災による遺族等からの相談に応じ、適切な相談機関につなげるための情報提供を行っている。

平成29年度の相談延件数は1,059件であり、その内訳については下記の通りであった。

相談の概況は、本人からの相談が約9割を占め、男女別では男性がやや多い。匿名での相談も受け付けていることから、相談者の住所や年齢は不明の場合が多い。

相談内容については、相談延件数のうち、こころの健康づくりに関することが全体の約9割を占め、その中でも抑うつ的な訴えが最も多かった。自殺問題に関連する相談は全体の5割である。精神科受診の既往がある割合は7割であり、さらにその9割は通院継続していた。医療に繋がっているものの、生きにくさを抱えている人が、誰かにつらい気持ちを聞いてほしいというニーズで利用しているケースが多く、対応としても相談者の不安感を傾聴するという対応が多くを占めている。

①相談者性別

性別	H29												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H30	1月	2月	
男	21	30	46	42	26	53	41	101	73	83	43	50	609
女	26	15	35	22	26	44	47	26	23	35	32	57	388
不明	3	5	8	5	3	4	4	11	5	6	5	3	62
合計	50	50	89	69	55	101	92	138	101	124	80	110	1,059

②相談者住所

住所	人数
青葉区	36
宮城野区	99
若林区	18
太白区	20
泉区	197
市内不明	82
市外	0
不明	607
合計	1,059

③相談者年代

年代	人数
20歳未満	1
21～30歳	30
31～40歳	19
41～50歳	132
51～60歳	316
61～70歳	15
71～80歳	2
81歳以上	5
不明	539

④相談者続柄

続柄	人数
本人	1,022
親	18
舅姑	0
兄弟・姉妹	0
配偶者	8
その他の親族	0
友人・知人	4
子	5
その他	2

⑤相談内容の詳細

相談内容	件数
老人精神保健	1
アルコール問題	2
思春期 (20歳未満)	7
精神障害ではないかとの訴え	0
精神障害の治療の問題	0
不登校	2
非行・反社会的行動	0
行動の異常	0
生き方についての悩み	0
抑うつ的な訴え	2
その他	3
こころの健康づくり (20歳以上)	915
被害妄想的な訴え	9
精神障害ではないかとの訴え	2
精神障害の治療の問題	6
対人関係についての問題	8
家庭内暴力	2
性についての悩み	0
生き方についての悩み	74
仕事・職場についての悩み	20
出産・育児に関する悩み	2
夫婦関係等家庭内の悩み	23
近隣とのトラブルについての悩み	1
心氣的・身体的訴え	7
抑うつ的な訴え	643
強迫的な訴え	3
無気力・ひきこもり	0
サラ金・ギャンブル等の問題	1
その他	114
その他	134
日常生活報告	14
その他	120
合計	1,059

⑥自殺問題関連の該当状況

当該の有無	件数
該当あり	515
希死念慮	494
自殺企図	10
自殺未遂	6
自死遺族	2
その他	3
該当なし	544
合計	1,059

⑦精神科既往歴の状況

精神科既往歴	件数
あり (内訳は複数該当あり)	785
うつ病	113
抑うつ状態	15
統合失調症	12
躁うつ病	4
PTSD	0
強迫性障害	3
適応障害	1
パニック障害	5
パーソナリティ障害	1
精神遅滞	0
対人恐怖症	0
不眠症	0
不明	631
なし	59
不明	215
合計	1,059

⑧判断と対応

判断 \ 対応	指導・助言	傾聴	来所相談へ	電話相談紹介	医療機関情報提供	関係機関情報提供	警察を情報提供	関係機関へ連絡	その他	合計
危険が切迫	0	1	0	0	0	0	1	3	1	6
切迫していないが要支援	5	682	7	16	5	5	0	6	3	729
自死関連問題以外	4	177	0	52	2	6	0	0	83	324
合計	9	860	7	68	7	11	1	9	87	1,059

(3) 面接相談の実施

①「生活困りごとと、こころの健康相談」(定例相談およびキャンペーン相談会)の開催

自死の要因のひとつである経済的な問題を抱える人の中には、精神的な悩みを抱いている人も存在するため、経済問題に関する問題と併せてこころの健康相談を実施している。

仙台市民および仙台市内に通勤・通学している、生活困窮者等の社会的支援が必要とされる方を対象に、弁護士・司法書士による法的な相談とあわせて、保健師・心理士によるこころの健康相談会を開催した。

定例相談	毎月第2火曜日 13時-16時 場所：司法書士会館	実施回数 12回 相談件数 31件
キャンペーン 相談会	平成29年9月19日(自殺予防週間に合わせた開催) 場所：仙台市中小企業活性化センター	実施回数 1回 相談件数 16件 (うち心の相談11件)
	平成30年3月15日(自殺対策強化月間に合わせた開催) 場所：エルパーク仙台	実施回数 1回 相談件数 11件 (うち心の相談9件)

(4) 人材育成(教育研修)

地域において自死対策にかかわる専門職を始め、地域の中でハイリスク者とかかわることの多い方や、職域などを対象に研修を実施した。

①市職員及び自殺対策関係職員向け(自殺対策ゲートキーパー養成講座)

開催日	内容及び講師	参加人数
平成29年 7月25日	「こころの声に気づく～職員1人ひとりができること～」 精神保健福祉総合センター 主幹 河田 祐子 「対応方法の実際について」	83

②自殺対策関係職員向け（地域自殺対策研修講座）

開催日	内容及び講師	参加人数
平成 30 年 1 月 19 日	『「SOS を出せる子ども」への支援』 1) 講話 「仙台市の自死の現状と自死対策の動き」 精神保健福祉総合センター 保健師 松田泰子 2) 講話 『「SOS を出せる子ども」への支援』 精神保健福祉総合センター 所長 林みづ穂 3) グループワーク	65

③地域におけるゲートキーパー研修への講師派遣

対象者(依頼主)	派遣回数	参加人数
管内の小中高校の養護教諭や助産師（宮城総合支所）	1	21
地域住民（太白区役所）	1	12
合計	2	33

(5) 普及・啓発

①若年層を対象とした普及啓発活動

仙台市の 20 歳代の自殺死亡率が全国と比して高い傾向にある事から、大学生をメンバーとし若年層を対象とした普及啓発を検討する活動を月 1 回ボランティアサークル YELL（エール）を行った。

大学生の視点を盛り込んだ啓発媒体（クリアファイル・リーフレット）の作成、メンバー自身が他の学生にストレス反応やセルフケア等の説明を行う“ピア・エデュケーション”手法を用いた啓発を 6 回 378 名に実施した。

②一般市民・関係機関等を対象とした普及啓発

一般市民・関係機関等を対象に、自死対策の意識の向上や、予防・心の健康づくりの知識の普及・啓発を図った。

ア. 相談窓口の周知

- ・自殺予防週間(9月)に合わせたポスターの作成と送付（416ヶ所、483枚）
（普及啓発活動で作成したキャラクター「ここまる」を使用）
- ・自殺対策強化月間(3月)のポスター(内閣府作成)の掲示依頼(377ヶ所、400枚)
- ・インターネットを利用した相談窓口の周知
（当センターホームページ、厚労省ホームページ「いのちささえる」への掲載）
- ・はあとぽーと通信において自殺予防情報センターの周知

イ. こころの健康に関する正しい知識の普及

- ・当センターのホームページに自死予防に関する情報を掲載(通年)

(6) 遺族支援

自死遺族からの相談を受け、必要に応じ自死遺族グループ等を紹介した。

(7) 実態把握

厚生労働省の保健統計や警察庁によるデータを用いて本市の自死の実態に関する分析を行い、地域保健福祉活動に活用できるための情報発信を行った。

(8) 関係機関との連携強化

仙台市自殺対策計画の策定に向け、庁内外の関係機関・関係団体と連携・情報共有を図り、本市としての有効な取り組みの検討や総合的な対策を推進するための会議に、事務局として参画した。

(障害者支援課、健康政策課、当センターの2課1公所での事務局体制)

- ・ 仙台市自殺対策連絡協議会：平成29年10月17日・平成30年1月26日開催
- ・ 自殺総合対策庁内連絡会議：平成29年10月24日・平成30年1月31日開催

11. 依存症関連事業

(1) 依存症関連事業の概要

地域におけるアルコール・薬物等依存症関連問題への支援体制の構築と、支援の充実を図ることを目的に、対象者の回復を助け、再発を予防するための対策を講じていく。また、支援者・支援施設間の連携や技術の向上を目指し、区への技術支援・人材育成、関係機関との連携を強化していく。

(2) アルコール家族ミーティング

①目的

アルコール関連問題を有する家族が、アルコール関連問題についての知識や対応の仕方を学ぶとともに、安心安全な場で同じ悩みを抱える仲間と悩みを分かち合う経験を通して、家族の精神面の健康回復を図り、依存症当事者の回復を促すことを目的として、実施している。

②経過

昭和 63 年度に太白保健所で始まり、平成 10 年度からは仙台市福祉プラザを会場に当センター主催の事業として実施している。

③内容

原則木曜日の午後、指導医と担当職員（ファシリテーター、記録）により実施している。『CRAFT ワークブック』を用いたワーク（家族のためのコミュニケーションの促進を目的として、本人とのかかわり方、セルフケアなどを話し合うもの）を実施したのち、約 1 時間の家族ミーティングを行っている。

家族ミーティングは、①プライバシー厳守、②言いつばなし・聞きつばなし、③主役は自分、という 3 つのルールを設け、参加者が順番に自らの体験や感情、考えなどを語り、互いの話に耳を傾ける手法をとる。

平成 29 年度は 33 回開催。参加延べ人数は 90 名、1 回あたりの平均参加人数は 2.7 名である。

④その他

ミーティング終了後は毎回スタッフカンファレンスを実施し、セッションの振り返りを行っている。初回参加者は、原則として居住区の障害高齢課または総合支所保健福祉課での相談を経て、ミーティングに参加する。その際、各区の相談担当者が同行し、参加状況を確認してもらう。また、今後の方針の検討・共有をスタッフカンファレンスで行い、連携した支援につなげている。

さらに、各区役所障害高齢課等のアルコール関連問題に関わる職員のスキルアップを目的として、月末には、ミーティング終了後に、指導医や回復当事者・家族等を講師とした勉強会を開催している。平成 29 年度は 10 回開催。参加延べ人数は 55 名、1 回あたりの平均参加人数は 5.5 名となっている。

(3) アルコール（薬物）問題研修講座

①目的

行政や関係機関の職員に対し、依存症や関連する諸問題についての知識や基本的な対応方法を学び、スキルアップを図る場を提供する。

②対象

アルコール（薬物）関連の問題を有する方やその家族にかかわる関係機関の職員

③内容

開催日時	内容及び講師	参加人数
H29年8月8日(火) 13:00-16:30 会場：仙台市障害者 総合支援センター (ウェルポートセン だい) 研修室1	<p>講話 「アルコール関連問題を持つ家族への支援のあり方とその実践」</p> <p>演習 「アルコール関連問題を持つ家族の初回相談をどのように受けるか」</p> <p>講師 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 診断治療開発研究室長 近藤 あゆみ先生</p>	54

アルコール関連問題に関する理解や家族支援について、区の障害高齢課や家庭健康課、地域包括支援センター等、支援に携わる職員の人材育成の機会となった。今後は、より実践的な支援者育成を図るステップアップ研修や、アルコールのほか、薬物等を含んだアクションの研修を実施していく。

(4) アクション家族教室

①目的

依存症の問題に悩む家族が、講話を通しアクションに関する適切な知識を学び、当事者や家族の体験談から回復について知ることを目的とする。

②対象

アルコール・薬物などのアクション問題を抱えるご家族

③内容

開催日時	内容及び講師	参加人数
H29年11月1日(水) 14:00-16:30 会場：仙台市福祉プ ラザ10階第2研修室	<p>テーマ 「アクションについて ～アルコール・薬物依存を中心に～」</p> <p>講話 東北会病院 精神科医 奥平 富貴子 先生 アクションからの回復を目指す当事者・ご家族</p>	12

長い間家族のアルコール問題に悩んできた参加者が多く、本教室で初めてアディクションの正しい知識を得ている。こうした家族の支援は、相談と両輪で今後も継続的に実施していく必要がある。

(5) アルコール・薬物問題高校生講演会

①目的

アルコール関連問題や薬物問題に関する普及啓発活動の一環として実施する。

②経過

平成 11 年度の仙台市アルコール問題対策連絡会議にて、若年層へのアルコール教育の必要性を協議し、平成 12 年度より高校の授業においてアルコール講演会を開始した。また、平成 14 年度からは、薬物に関する正しい知識と理解を深めてもらい、薬物に関連する身体的・心理的な問題に対する予防を図ることを目的に、薬物の講演会も開始した。

③内容

仙台市精神保健福祉総合センター職員による、アルコールや薬物の基本的知識やセルフケアについての講話と、AA や仙台ダルクのメンバー等、依存症の回復者からのメッセージの 2 部構成である。

実施校	学年	生徒数	開催日時	内容
仙台商業高等学校	3 年生	320 名	H29 年 10 月 5 日 14 : 50 ~ 15 : 35	アルコールに関する保健講話
仙台工業高等学校	2 年生	約 200 名	H29 年 7 月 11 日 14 : 20 ~ 15 : 10	薬物依存に関する保健講話
	1 年生	約 200 名	H29 年 9 月 5 日 14 : 20 ~ 15 : 10	アルコールに関する保健講話
仙台大志高校	1 年生	90 名 19 名	H28 年 7 月 20 日 13 : 35 ~ 14 : 50 19 : 30 ~ 20 : 45	アルコール・薬物に関する保健講話
	I 部生			
	II 部生(夜間)			

アルコールも薬物であること、依存症は病気であることを強調し、実際にアルコールや薬物を勧められた際にどのように断るかについての具体例にも触れた。依存症は人間関係の病であることから、悩んだ時に、どのように不安やイライラを解消すればよいかについても伝えた。依存症の背景に生きづらさを抱えている人が多く、“お酒や薬物は危ない！”という一辺倒ではなく、適切な対処法について伝えていくことも必要である。

(6) アルコール問題対策連絡会議

①目的

アルコール関連諸問題について関係機関の連携を図ることにより、アルコール関連問題の予防と早期発見、アルコール依存症者の社会復帰を目指すことを目的として、年1回実施している。

②対象

関係諸機関（仙台市医師会、仙台市アルコール相談指導医、各区障害高齢課等）や当事者・家族の団体（断酒会、AA等）など20機関、27名が参加。

③内容

開催日時	内容
H30年2月20日(火) 15:00～17:00 会場:仙台市福祉プラザ 10階 第2研修室	・各テーマに沿った話題提供 テーマ① 「アルコール関連問題に対する全国的な支援の動向」 「精神保健福祉センターにおけるアディクション支援の展開」 仙台市精神保健福祉総合センター 伊藤 礼子・岡田 絵美 テーマ② 「泉区障害高齢課での多職種連携に関わる取り組みについて」 泉区障害高齢課 精神保健福祉相談員 川村 璃沙氏 テーマ③ 「被災者支援の中から見えてきたアルコール関連問題」 宮城野区障害高齢課 精神保健福祉相談員 宗田 紘子氏

関係機関が一堂に会し、近年のアルコール問題や各機関の取り組みについて相互に情報交換する貴重な場となっている。近年はアルコールのみならず他のアディクションに関しても支援や連携の必要性が求められており、アディクション関連問題対策連絡会議としての在り方を考えていくことも必要である。

(7) 他機関との連携

①保護観察所

- ・薬物依存のある保護観察対象者に対する地域支援連絡協議会に参加（年1回）
- ・平成29年度 薬物ネットワーク連絡協議会に参加（年3回）

②東北断酒連合会・宮城県断酒会

- ・平成29年度酒害相談研修講座 「精神保健福祉について」講師

③平成29年度薬物中毒対策連絡会議への参加（北海道）

12. ひきこもり関連事業

(1) ひきこもり関係事業の概要

当センターでは従来、相談業務の中で「社会的ひきこもり」の状態像を示す本人および家族への支援を行なって来たが、ひきこもり関連事業としては、平成11年度に「引きこもり事例への対応と家族支援」と題する講演会を開催したことから始まった。翌平成12年度には、「ひきこもり家族教室」(5回1クール)を初めて開催し、その後、ひきこもり家族を対象としたグループを実施している。また、平成16年度には、広く一般市民を対象とした「ひきこもり講演会」を新たに企画し、ひきこもりへの支援を強化した。

本人支援に関しては、平成22年度に当センターの継続相談者を対象としたひきこもり当事者グループを開始したが、グループ参加者が当センター以外へ活動の場を広げて行ったことから平成23年度に発展的に解消。その後、本人向けの支援メニューの拡充を図り、平成27年度より再びひきこもり当事者グループ(フリースペース)を開始している。

関係機関との連携については、個別事例への支援を通じた関わりの他、各種会議への参加を通し技術支援等を行なっている。

(2) ひきこもり家族グループ

日時：毎月第3木曜(9, 11, 12月は第2木曜日) 10:00-12:00

会場：仙台市福祉プラザ 10階 第4研修室

担当者：心理士3名

内容：話し合い(2時間)

実施回数	参加実人数	参加延べ人数	平均参加者数
12回	25名	133名	11名

平成22年より職員による心理教育を行ってから話し合いをする形を3年ほど行なったところ、家族自身が自らを振り返る機会が増え、新規に参加したメンバーの話を自分の経験を基に共感したり支えるようになり、家族グループが成熟していった経過がある。

平成25年7月から頻度と時間帯の変更を行なったところ、参加者の平均人数が増加している。今年度は当センターが大規模改修に伴い一時移転していたため、会場を仙台市福祉プラザに移して開催した。昨年度に引き続き、家族グループの運営について参加者の意見を募り、職員から10分~15分の話提供を行なった後、必要時職員も介入しながら参加者同士で意見交換し、各家庭で対応に困っていることを一緒に考える場として運営している。

(3) ひきこもり家族教室

開催日・会場		内 容	参加人数
前 期 (センター会議室)	第1回 H29年 6月6日	①講話「ひきこもりとは何でしょう」 講師 仙台市精神保健福祉総合センター 所長 林みづ穂 (精神科医) ②グループワーク	8人
	第2回 H29年 6月12日	①講話「ひきこもりの理解とその対応」 講師 仙台市精神保健福祉総合センター 心理士 壹岐まゆみ ②家族の体験談「家族の立場から」 ③グループワーク	8人
後 期 (上杉分庁舎第2会議室)	第1回 H29年 11月28日	①講話「ひきこもりとは何でしょう」 講師 仙台市精神保健福祉総合センター 所長 林みづ穂 (精神科医) ②グループワーク	21人
	第2回 H29年 12月4日	①講話「ひきこもりの理解とその対応」 講師 仙台市精神保健福祉総合センター 心理士 石田亜樹子 ②グループワーク	21人

後期については、当センターが大規模改修に伴い一時移転していたため、会場を上杉分庁舎として開催した。当事者の年齢は10代から40代にわたり、幅広い家族の参加があった。ひきこもりについて、過去相談歴がある家族の参加も多く、本家族教室は新規相談への導入のみならず、個別相談の補完、再開のきっかけともなっている。

(4) ひきこもり講演会

開催日時	内容及び講師	参加人数
H29年 5月13日(土) 13:30~15:30	演題： 「とまった“とき”をうごかすために-関係性の視点から-」 講師： 学習院大学文学部心理学科教授 田中 千穂子 氏	256名

平成28年度に引き続き、一般市民向けの講演会を実施。講師からは、ひきこもっているとき、本人のこころの中ではどんなことが起きているのかの説明と、本人や家族が変化していく過程などについて事例をまじえながらの話があった。アンケート結果「ひき

こもりには本人なりの必然性がある。そのために時を止めているという説明に納得した」「治すのではなく育てる。本人のペースとタイミングを尊重することが大事だし、時間も掛かる」「タイミングを見て時を“動かす”働き掛けも必要」「希望が持てる事例を聞いた」などの感想があり、参加者の満足度は高かった。

(5) ひきこもり当事者グループ

日時：月 2 回（4 月のみ 1 回）火曜日 14:00-15:30

会場：仙台市精神保健福祉総合センター 2 階和室（移転期間中は 2 階リワーク室）

担当者：心理士 2 名 保健師 1 名

内容：居場所の提供（フリースペース）

実施回数	参加実人数	参加延べ人数	平均参加者数
23 回	6 名	52 名	2.3 名

ひきこもり支援メニューの充実を図るため、平成 27 年度から当事者支援の場としてフリースペースを開設している。今年度より、当センターの来所相談へ来ている当事者の他、外部からも広く対象者を募集し運営している。

(6) ひきこもり関係機関連絡会議

- ・ひきこもり支援連絡協議会

実施月	議題
平成 29 年 7 月	仙台市におけるひきこもり支援体制の見直しについて 情報窓口用ひきこもり相談インテークシートについて
9 月	ケース検討の具体的な進め方（手順など）について
10 月	拠点機能ケース検討の試行について （ひきこもり相談受付票を基にしたケース検討）
11 月	拠点機能ケース検討の試行について （ひきこもり相談受付票を基にしたケース検討）
12 月	拠点機能ケース検討の試行について （ひきこもり相談受付票を基にしたケース検討）
平成 30 年 1 月	拠点機能ケース検討の試行について （ひきこもり相談受付票を基にしたケース検討）
2 月	拠点機能ケース検討の試行について （ひきこもり相談受付票を基にしたケース検討、モニタリング）
3 月	拠点機能ケース検討の試行について （ひきこもり相談受付票を基にしたケース検討） ひきこもり地域相談会について

ひきこもり地域支援センター、障害者支援課、発達相談支援センター、区保健福祉センター、児童相談所、子供相談支援センター、適応指導センター等の機関と意見交換を行なっている。

13. 精神医療審査会

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）の判定

(1) 精神医療審査会の状況

①精神医療審査会

- ・合議体 4合議体で構成
(5名編成：医療委員3名、法律家委員1名、学識経験者1名)
- ・委員数 21名(1名予備委員)
- ・開催回数 年間36回開催(1合議体あたり9回開催)
- ・全体会 年1回(4月)に開催し全体での協議が必要な事項を協議する。

②審査状況

ア. 入退院等審査件数の推移(平成25年度～平成29年度)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
医療保護入院届	1,415	1,558	1,454	1,716	1,825
医療保護入院定期病状報告	993	1,026	957	951	1,018
措置入院定期病状報告	1	4	7	2	8
退院等の請求	7	13	14	12	22
合計	2,416	2,601	2,432	2,681	2,873

イ. 保留・指導件数推移(平成25年度～平成29年度)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保留	242	341	225	354	319
指導	27	116	98	59	57
不承認	0	0	0	0	0

ウ. 平成29年度 退院請求審査状況

審査結果	件数
現入院形態の継続が適当	22
他入院形態への移行が適当	1
取り下げ	15

(2) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）の判定状況

①判定会議

- ・囑託判定医 6名(1回あたりの判定会議は4名で実施)
- ・判定会議 年間24回実施(月2回)

②精神障害者保健福祉手帳

ア. 平成 29 年度判定状況

区分	判定件数	内訳				更新者数
		1 級	2 級	3 級	非該当	
診断書	3,074	501	1,693	835	45	2,303
年金照会	1,703	230	1,276	167	30	1,631

イ. 平成 29 年度 各区分手帳保持者数 (29 年度末現在)

区分	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	計
1 級	440	258	167	322	224	1,411
2 級	1,670	989	657	1,353	968	5,637
3 級	549	349	216	391	339	1,844
計	2,659	1,596	1,040	2,066	1,531	8,892

ウ. 各年度別手帳保持者数 (各年度末現在)

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
1 級	1,237	1,267	1,312	1,349	1,381
2 級	3,992	4,302	4,519	4,843	5,153
3 級	1,279	1,441	1,587	1,676	1,789
計	6,508	7,010	7,418	7,868	8,323

③自立支援医療（精神通院）

ア. 平成 29 年度判定件数

申請区分	承認	非該当
新規	1,732	1
更新	14,851	5
合計	16,583	6

イ. 平成 29 年度 各区分受給者証交付者数 (平成 29 年度末現在)

青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	計
4,384	2,721	1,888	3,488	2,810	15,291

ウ. 各年度別受給者証交付者数 (各年度末現在)

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
12,679	13,340	13,867	14,103	14,929

IV 資料

1. 関係条例、規則等

(1) 関係条例、規則等

- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター条例
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター条例施行規則
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター使用料及び手数料減免要領
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センターデイケア指導実施要領
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター地域総合支援事業実施要綱
- ・ 仙台市アルコール・薬物健康相談実施要綱
- ・ 仙台市アルコール問題対策連絡会議開催要領
- ・ 仙台市指定自立支援医療機関（精神通院）の指定に関する要綱
- ・ 仙台市精神障害者保健福祉手帳に関する事務処理要領
- ・ 仙台市自立支援医療（精神通院）の支給認定に関する要綱
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者の入退院等に関する事務処理要領
- ・ 仙台市精神医療審査会運営要領
- ・ 措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告書等に係る文書料支払い事務取扱要領

平成 29 年度

紀要

第 21 号

仙台市精神保健福祉総合センター
(はあとぽーと仙台)

〒980-0845

仙台市青葉区荒巻字三居沢 1-6

TEL 022-265-2191 FAX 022-265-2190